

# 入院時食事療養費の標準額負担

(令和7年4月1日現在)

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
		（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	280円
		（例外2）精神病床入院患者（※1）	260円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※2）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※3）	110円	

※1 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者

※2 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※3 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、  
あるいは②老齢福祉年金受給権者